

## 溶接作業は特化則等に基づく作業環境測定の対象

### 環境・健康

溶接作業は、粉じん障害防止規則の特定粉じん作業ではないため粉じんの作業環境測定は対象外ですが、溶接材料や母材にマンガン、コバルトなどの測定対象物質が含まれている場合には、特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の対象となります。

溶接作業のマンガン等の測定について都道府県の労働局・労働基準監督署に問い合わせると、対象・対象外の見解が異なることがあります。個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書（平成30年11月6日）で、溶接作業の作業環境測定に関し下記の解釈が示されています。この解釈から、溶接作業は特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の対象となります。

### 溶接作業の作業環境測定解釈

個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書  
（平成30年11月6日）

溶接作業は、粉じん障害防止規則に基づく作業環境測定の対象外となっているが、溶接材料や母材にマンガン等の測定対象物質が含まれる場合には、特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の対象となる。

※ 令和3年4月1日から「溶接ヒューム」は特化則の特定化学物質となり、個人ばく露測定が義務付けられました。なお、作業環境測定は義務付けられていません。

### kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への溶接ヒュームの発散状況	作業環境測定
	作業者の溶接ヒュームのばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への溶接ヒュームの発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	溶接ヒュームの吸入防止	防じんマスクの使用
教育	溶接作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育